

新・権利のための闘争

■原発被曝者・岩佐訴訟

原子力発電と安全神話

小中陽太郎 作家

て一週間後に発生した。裁判所がいうように、もし、その発生時の診断個所が現在と異なるとしても、一九七三年秋に阪大医学部皮膚科が、「放射線皮膚炎」と診断してから少なくみつても八年間、腫れ続いている。

これが、判決のいうような、虫刺されであろうか。

膝を見てくれたのは、大阪の岩佐嘉壽幸（五八歳）である。そして、この時、同行の藤田一良弁護士にも語つていなかつた、原電側のまるで映画のような手口が、明らかにされた。それはまた、この大阪という町で生き抜いた岩佐という人間のしたたかな生きざまを明らかにする話でもあった。

岩佐と逢うのは、むずかしい。電話がないし、なにより後遺症のためにほとんど寝つきの日常で、仕事ができない。

だから、電話で簡単にアポイントメントをとる、というわけにはいかないのだ。大阪港の近くの古く、いたんだ家にいるらしい。

約束の日、講演が重なつて、私が京都から梅田にかけつけたときは、約束の時間の大分すぎてしまつた。開口一番、「もう来ないのかと思ってましたぜ」。このように書くと、港湾の労働者の叩み、そして、しばらく回復しない。

この皮膚炎と浮腫は、一九七一年五月二七日、男が、原電敦賀発電所で作業してきちんとネクタイをしている。小柄

だが肩幅が広い。少し以前に流行した裾がきゅっとしまつたズボンだが、それがかえつてすばっこい青年のようだ。ひとをそらさない商売人のようでもある。細面の顔で、繊細に見えるが、こうときめたらテコでも動かぬ様子が窺える。

（大正一二）年一月一日岡山の生まれ、県立中学を出て、航空隊に入り、太力洗（あひ）に行く。敗戦の時は淀の競馬場で特攻隊の訓練をしていた。

一九七一年当時、海南土木（海南）というところの工事部長、取締役で、月給一五万円だが、水道の水をとめずに管をとりかえたり、修理したりすることでは、大阪で誰にも負けなかった。

●運命の作業

岩佐は、一九七一年五月二七日、原電敦賀発電所の原子炉の建物に入った。作業は、建物内で直径四〇〇ミリのパイプに五〇ハザードの穴を開けることである。日本原子力発電株式会社敦賀発電所は、その工事を日本ゼネラルエレクトリックテクニカルサービス（GETEC）O株式会社に請負わせ、ここはさらに大成機工株式会社に請負わせ、そこが次に大成水工株式会社にまわし、それがさらに海南土木基礎興業株式会社に下請けに出した。下請けの連鎖だ。

を与えて、膝の患部をみた。固定薬疹ではない。このころ岩佐は労災の補償交渉をしたい、と考えていた。

「九月二六日、診断書が出た。

「放射線皮膚炎の疑い」。

●原電との交渉

岩佐は、大阪の自民党の市会議員二人にこのことを話し、かれらを中心に立てて原電をたずね、交渉をはじめた。

一方、田代も診断を確実にするため原電と連絡をとった。

七三年一〇月一八日、田代、谷垣、理学部の岡村は、岩佐の運転する小型乗用車で、現場調査に出かけた。敦賀につくと、所長以下十名が待ちうけ、「こちら東京大の吉沢教授、こちら阪大の吹田先生と藤家先生」と紹介する。岡村がのちに書いている。

「原電は現場調査にやって来た専門家たちを、それぞれの専門分野に関連した分野のボスまたはボス直系弟子を動員して、懐柔、しからずんば恫喝をかけようとしたが、成功しなかった」(『學習運動資料』ハ一年二月)。

岡村や田村には成功しなかつたが、岩佐本人には、成功しかかった。

一週間後、原電は例の自民党市会議員を介していくつてきた。「阪大のあの人たちと手を切って、東京の先生に診てもらら

いなさい」。

このとき、原電は、岩佐に五〇万円を渡している。また、原電は、岡村らの要求に対しても、まったく資料を出さなかった。「作業当日の記録はない」といつたのに、安全管理課長が阪大のもとへ三度目にきたとき、急に「東京の倉庫にありました」といつて新しい資料を出してきた。

阪大の田代、岡村は、同じく理学部の久米三四郎らと因果関係の検討を重ねて、七八年春「放射線皮膚炎(右膝)、二次性リンパ浮腫(右下腿)」と診断を下した。のち、訴えとなつたとき、弁護団は、これがあれば勝てる、と信じた診断である。

市議の接衝のなかで、原電は岩佐にさらに、二〇〇万円払った。市議は「もちろんとけや、これな、放射能でやられたことを原電も認めた証拠だ。もらう方が証拠になるんや」と言つた。

原電側はこのあとも「東京の先生に診てもらえ」と何度もすすめる。岩佐はどうどう「阪大以上の設備があるなら」と答えた。すると先に登場した東大の吉沢や、放医研(千葉県)をあげたが、岩佐は拒否した。

結局、千葉大の皮膚科の岡本教授のもとへ行く。岡本は正直に「阪大以上の設備はない」と告げた。ある意味では正直

な人である。

「それでは、私は帰る」と岩佐は診察を受けずじまいだった。

この東京行のことを岩佐は今度はじめつた。「作業当日の記録はない」といつたのに、安全管理課長が阪大のもとへ三度目にきたとき、急に「東京の倉庫にありました」といつて新しい資料を出

してきた。

このとき、原電は、岩佐を沈黙させられないで打ちあけてくれた。それによると、原電は岩佐を金大中事件で有名になつた、グランドパレスに泊めてくれたそうだ。それから、赤坂の料亭に行つたという。座敷には、ずらりと芸者がそろついていた。この接待をしたのは、原電の神山副社長である。仲介した市議は〇〇という。

この話になつたのは、私たちの取材中にも、岩佐がビールをほとんど口にしないので、「お酒はたしなまれないのですか」とぼくがきいた。すると、岩佐は「気に入つたら飲みまつせ。いまはいたまへん」というので、「どういうときですか」ときくと、「原電の酒なんか」

といふ。そして赤坂での話になつたのである。藤田弁護士も「へえ、おもしろい。そんなんも、控訴審ではどんどん出そやないか」と身をのり出した。

同じく、岩佐のことを公明党も知つた。

自民党市議と同じように、公明党の市議に相談していたのである。岩佐の夫人は、かつて創価学会員で、白木義一郎が参院選に立つたときなど熱心に応援したのである。公明党の小平、阿部両議員の

秘書が来て話を聞いていたと思った

ら、七四年三月一八日、参院予算委で黒柳明が原電の管理のずさんさをいきなりついた。これが明らかとなると、自民党市議の線は全く途絶えた。

裏交渉により岩佐を沈黙させられることを知つた原電は交渉を打ち切つた。

ここに至つて田代や岡村は、法に訴えることを考えた。岩佐も被團協や原水禁にも相談した。

そして、かねて、伊方原発反対の行政訴訟の代理人をひきうけている藤田一良や仲田隆明弁護士に相談した。

たずねて來た岩佐に、藤田はこういつた。「この裁判は四年や五年ではカタつかんで。あんた、途中でケツ割つてわたしら二階にあげてはしごをはずすようなことはせんやろな」

七四年四月一五日、岩佐は大阪地裁に損害賠償請求の訴えを起こした。主任弁護人の仲田は北海道出身、エネルギーのかたまりの北の熊といった男。藤田は、四国出身、髪に白い部分が増えたが、粘りと人間の好きな男だ。伊方裁判のほか、いま狹山再審請求のシャベルの泥の鑑定など科学的事件を手がけている。

さて、これに阪大の名物男といわれ、つねに権力に立ち向かい人間を愛する男たち、田代実、岡村日出夫、久米三四郎らが裁判に取組んだ。この訴訟を、「大

●新・権利のための闘争⑩／原発被曝者・岩佐訴訟

阪の人脈と歴史の中のではないできないだろう」（藤田）という所以であろう。

訴えとともに、「岩佐訴訟を支援する会」（寝屋川市菅原塚町一〇ノハ岡村気付）が生まれ、「岩佐訴訟ニュース」を発行する。八一年一二月で七八号に達している。

関西労働者安全センターの若い西野方庸が取り組み、またカメラマン植口健二は写真集『原発』などを通じて、原発被曝を訴えた。この支援する会は、しかし常時二〇名ほどの人が支援しつづけた。口頭弁論の法廷は三三回、現場検証三回、とくに皮膚病についての被告側の土屋鑑定は反対尋問で非論理的なことが立証された。田代の診断書は井沢鑑定人の再鑑定でも追認されている。

これらは、七九年春のペンシルバニヤのスリーマイルの事故の五年前のことである。そして八一年三月の敦賀原発の事故がくしの発覚するのも岩佐判決の直後のことである。それまでは、この運動は少数の良心的科学者、弁護士、学生たちのものであった。

被爆国の日本、原発が世界第二位の日本なのに、反原発について、労働組合や全国的大衆運動がまきおこったとはいえない。事態の深刻さに対しても日本の民衆の立ち上りは遅いといわねばならない。

政府、産業界、マスコミ一体となっての原発安全神話がふりまかれ、批判の声は封じられていた。

そんななかでも弁護団は勝利を確信していた。しかし、八〇年の総決起集会で、仲田は、原子力損害賠償法が、「無過失責任」であるだけに、原発側にきびしいように見えて、実は落し穴があることを見抜いて、こう警告していた。

「何が問題かと言いますと、因果関係の立証が大変なんですね。放射能から発する放射線と言うのは見えないんですね。それから放射能から発する放射線によって起る障害、いわゆる、癌、白血病、遺伝障害といった典型的な放射線障害といわれておりますけれども、これらが非常に長い、場合によっては、一〇年、二〇年、三十年、遺伝障害では四〇年も五〇年もあり得ると言つことなんです」と（『原水禁ニュース』八〇年一二月一日）。

因果関係立証の困難さとともに二〇年という時効も放射能による障害の場合、まったく不充分だ、というのである。

判決は、まったく予想外な面から、原告敗訴をうち出した（大阪地裁昭56・3・30、石田真裁判長）。

一般論としては、「原告の如き部外者に対し、発電所内で放射線被曝を受けたとの事実自体の立証を求めるることは、不

可能を強いるに等しいというべきである」という前提に立っている。また「被告手中の測定資料について、隠匿や作為が加えられたことが判明した場合にも、そのことから具体的な危険性を確認して差支えない」と論じている。

ところが、こういう立派な前提を二つたてながら、いざ判断をする段では「原告が敦賀発電所での作業中に被曝したことを認めるに足りる証拠はない」と棄却した。

そして、皮膚炎については、被曝から、阪大の診察を受けるまでの二年半の間に証拠がないことをとりあげ「右膝の患部は患部といふに値しないなかつたのではないか」という。

原告には立証は不可能といいながら、それがないから、証拠不十分というのは、部外者は泣寝入りせよということにならないか。

たしかに、全文一一八頁の判決は、うち五〇頁を、放射線と原電の構造について、裁判所もよく勉強したことをあらわしている。裁判所、弁護団とも科学的解明に力を注いだことは、實に感心せられる。

裁判所は、被告会社側の資料に「隠匿、作為」があれば、「具体的な危険」を認定してもよいといった。それでいて会社の責任を問えなかつたのは、裁判所が、会社の出した資料は、

隠匿もされず、作為がない、と信じた、その一点にかかる。原発の安全神話として原発は必要というエネルギー神話は少なくともこの判決ではまだ疑われるところはなかつた。だが、この判決のわずか三日後、敦賀発電所の大がかりな汚染がくしが発覚した。だから、控訴審ではこの安全神話そのものが問われるだろう。

アメリカでは反原発の声がたかまり、核兵器配備反対のデモがヨーロッパを揺り動かしているこの時、原発被曝問題は日本のエネルギー政策の根幹を揺り動かすであろう。

岩佐の妻は、四年前、乳ガンで死んだ。五一歳。息子は独立し、岩佐はいま猫と暮らしている。もう控訴もやめようと思った。しかし妻が、死ぬ間際に「お父ちゃん、絶対引いたらあかんで」といっただことばを忘れられない。

日本では、五一年七月現在で、放射線管理手帳をもつて働く人が二七万人もある、という。下請けの原発労働者は炭鉱離職者など産業の変遷にもてあそばれた労働者が多い。被曝者の数はまだ闇に葬られている。

「私が、その人たちのためにがんばらなければ」。岩佐は、オールバックの髪の下から猫のように大阪の闇をうかがつた。（こなか・ようたろう）

〔表題の写真＝植口健二氏提供〕